地域と創る

中央区

2025年冬号



冬みち通信



c 614–5800

発行:中央区土木部維持管理課(中央区土木センター)

札幌の冬のルール・マナー

道路への雪出しはやめましょう!



敷地内の雪を道路へ出すことは、道路交通法や道路法で禁止されています。道路への雪出しは、交通事故や交通渋滞の原因となるほか、除雪作業の支障にもなりますので、道路への雪出しはやめましょう。

路上駐車はやめましょう!



路上駐車があると除雪作業の支障になります。また、 向かいの家に雪が多く寄せられるなど、ご近所の皆 さまにも迷惑がかかりますので、除雪作業の妨げと なる路上駐車はやめましょう。

ごみ出しは収集日の朝に!



前日の夜に出されたごみ(道路上の折りたたまれていないごみステーション含む)は、除雪作業の支障になります。また、ごみが道路に散らばってしまうこともあります。ごみは収集日の朝にごみステーションへ出しましょう。

『かき分け除雪』へのご理解を!

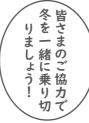


新雪除雪(※)は限られた時間で通行路を確保するため、札幌市では道路の雪を左右に寄せる

「かき分け除雪」を行います。

家の前に残った雪の処理は 各ご家庭でお願いいたします。

※夜間に降り積もった路面の雪(新雪)を、 道路脇に寄せる(かき分ける)作業

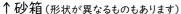




つるつる路面の砂まきにご協力をお願いします

冬季のつるつる路面での転倒事故を防止するため、札幌市では、人通りの 多い歩道などに**滑り止め用の砂(砂袋)が入った砂箱を設置しております**。







↑砂袋(デザインが異なるものもあります)



↑砂袋の中の滑り止め用砂

砂箱の中の砂は、道路(歩道・車道)にまく用で、誰でも自由に 使うことができます。ご自身や後から通る方のため、<u>つるつる路面</u> を発見した際は、道路への砂まきにご協力をお願いします。



砂まきの手順

① 砂袋を取り出す



↑砂箱の中に入っています

② 砂袋を開ける



↑袋の端に切り口があります

③ 砂をまく



↑広範囲にまくのがポイント



↑空袋回収用の袋がぶらさがっている 砂箱もあります



中央区砂まきPRポスター

令和7年度のPRポスターは、選考会の結果、 札幌デザイン&テクノロジー専門学校 蛯名 結希乃さんの作品となりました。



【土木センターからのお知らせ】

- ・今年度の除雪に関する情報は広報さっぽろ12月号に綴込みの 『冬のくらしガイド (中央区版)』をご確認願います。
- ・市の雪対策に関するパンフレットや動画などを掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



【お問合せ】

中央区土木部維持管理課 (中央区土木センター)

TEL6 14-5800



